

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学個人情報保護規程（平成17年11月1日制定）

獨協医科大学個人情報保護規程

平成17年11月1日
制定

改正 平成21年4月1日

平成27年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、獨協医科大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の權益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 現在及び過去における本学の教職員並びに学生及び患者その他これらに準ずる者に関する情報であつて、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（2）情報主体 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（責務）

第3条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体の權益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本学の教職員は、情報主体の權益及びプライバシーの保護に努めなければならない。

3 本学の教職員であつた者は、在職中に知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

（個人情報保護管理者）

第4条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、事務局長、病院長、附属看護専門学校長、教務部長及び学生部長をもって充てる。

3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集、利用、提供及び管理並びに情報主体からの開示、訂正等の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。

4 所管情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該の管理者間の協議により、これを定めるものとする。

（収集の制限）

第5条 個人情報の収集は、本学の教育、研究、診療及び諸業務（以下「本学の業務」という。）に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。

2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項等を調査することを目的としてはならない。

3 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により、情報主体から直接に行わなければならない。ただし、失踪等やむを得ない理由により、情報主体から直接に収集できない場合は、第三者から収集することができる。

4 個人情報を第三者から収集する場合は、情報主体の權益及びプライバシーを侵害しないよう十分に留意しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第6条 個人情報の利用は、本学の業務に必要不可欠な範囲内に限定するものとする。

2 個人情報は、次の各号に掲げる場合を除き、これを情報主体以外に提供してはならない。

（1）本学の業務に必要不可欠の場合

- (2) 情報主体の同意がある場合
- (3) 法令に基づく提供依頼があった場合
- (4) 前各号のほか、情報主体以外への提供基準に合致する場合
(適正管理)

第7条 管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、所管情報を、その利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

(業務の委託)

第8条 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合は、当該契約において、個人情報の保護について受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(学外要員の受入れ)

第9条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務のために、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

(開示の請求)

第10条 情報主体は、自己に関する個人情報について、開示の請求をすることができる。

- 2 前項の請求は、当該請求に必要な事項を明記した文書（別記様式第1号）を、当該管理者あてに提出して行うものとする。
- 3 第1項の請求を受けた管理者は、当該個人情報を開示しなければならない。ただし、その個人情報が、開示をしないことが明らかに正当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、管理者は、その理由を文書（別記様式第2号）により当該情報主体に通知しなければならない。

(開示の方法)

第11条 個人情報の開示は、当該情報を情報主体に閲覧させることにより行う。

- 2 前項の方法による開示が困難であるか、情報主体から求められた場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第12条 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがあると認めるときは、第10条第2項に定める手続に準じて、管理者に対し、その訂正・追加・削除を請求（別記様式第1号）することができる。

- 2 前項の請求を受けた管理者は、当該請求に係る事実を調査・確認し、必要な措置を講じ、結果を当該情報主体に通知しなければならない。ただし、訂正・追加・削除に応じないときは、その理由を文書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

(不服の申立て)

第13条 情報主体は、個人情報の取扱い並びに個人情報の開示及び訂正・追加・削除の請求に基づいてなされた措置に不服があるときは、次条に定める個人情報保護委員会に対し、不服の申立てを行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合は、再度の申立てはできない。

- 2 前項の申立てををするときは、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書（別記様式第3号）を、当該管理者を経て、個人情報保護委員会あてに提出するものとする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の文書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行うものとする。この場合において、個人情報保護委員会は、必要に応じ、当該情報主体、当該機関・部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 個人情報保護委員会は、調査終了後、不服申立てに対し必要な措置を講ずることを決定し、その結果を当該情報主体に文書（別記様式第4号）で通知するとともに、可及的速やかに学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、前項の報告を受けたときは、規定に反する行為を行なった者に対し、当該行為の存否に関する個人情報保護委員会の議を経て、就業規則に基づき、必要な処分をすることができる。

(個人情報保護委員会)

第14条 本学の個人情報の保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会を置く。

2 個人情報保護委員会に関する事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(委任)

第17条 学生（附属看護専門学校生を含む。）及び患者に係る個人情報保護に関する取扱いについては、当該所管部署において別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

附 則（平成17年 規程第49号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成21年 規程第47号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 規程第134号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第1号

（第10条第2項及び第12条第1項関係）

別記様式第2号

（第10条第4項及び第12条第2項関係）

別記様式第3号

（第13条第2項関係）

別記様式第4号

（第13条第4項関係）